

「食材王国みやぎ県内食品製造業等自己診断カルテ」の提出について

令和7年4月

宮城県農政部食産業振興課

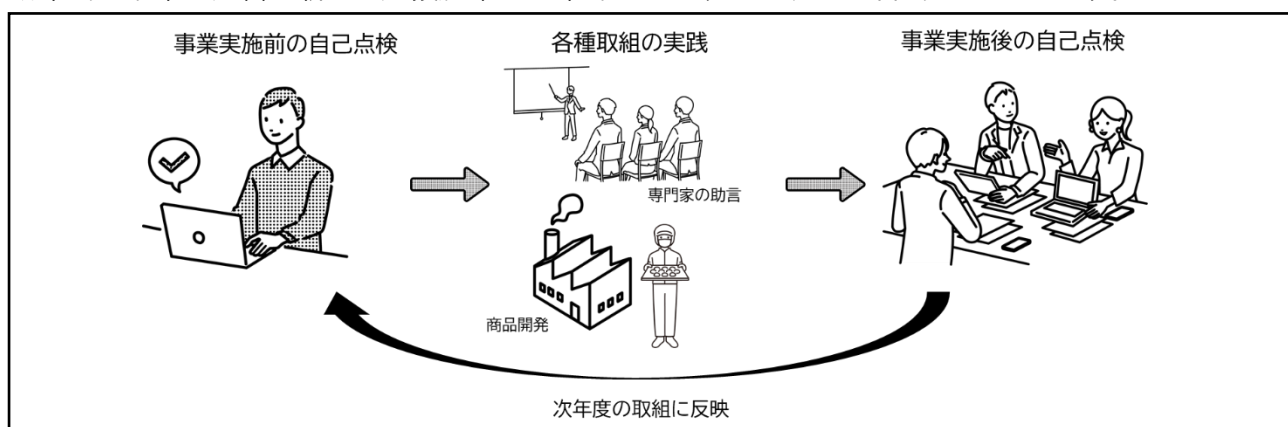
●趣旨

食産業振興課では、商品の開発や販路拡大に係る戦略立案や実践力強化等に関する支援をより効果的に実施していくため、商品の開発や販路拡大支援に関する当課事業を活用いただく県内食料品製造事業者等の皆様に対し、令和7年度から新たに、事業の取組前と取組後に「食材王国みやぎ県内食品製造業等自己診断カルテ(以下、「自己診断カルテ」という。)」の作成・提出をお願いすることといたしました。

別記自己診断カルテを作成の上、各事業担当者の案内に従ってご提出をお願いいたします。

●自己診断カルテとは

- ・商品の開発や販路拡大に関する状況を自己点検し、自社の強みや目標達成に向けた課題を整理いただくための自己点検シートです。
- ・チェックリストで「目標(あるべき姿)」に対する「現在の状態」をチェックすることで、目標と現状にギャップがあれば、どのような点を改善する必要があるかを整理することができます。
- ・また、現状を整理し、取組目標を明確にして当課事業を活用することで、効果的に事業を実施いただけます。
- ・そのほか、当課においても事業者の皆様の現状や課題を自己診断カルテにより共有いただくことで、より効果的な事業の運営や新たな支援施策の立案等につなげていくことを目的としております。



- ・毎年度のはじめ(事業取組前)と終わり(事業取組後)に、自己点検をしていただく、いわば、毎年度行う自社の「健康診断」のようなイメージで、課題解決に向けた取組や強みを伸ばすための取組方策の検討・アクションのためにご活用ください。
- ・なお、この自己診断カルテは、各年度で1事業者につき1カルテを作成いただくものです。
- ・同一年度内に複数の当課事業を活用する場合には、年度のはじめに作成したカルテを都度提出してください。また、取組後は各事業が終了した時点で成果を記入したカルテを提出いただきますが、取組後の記入事項は提出の度に加筆する形で更新し、最新版のカルテを提出してください。

<情報の管理について>

ご提出いただいた自己診断カルテ及びその記載情報につきましては、食産業振興課(業務委託先を含む)で適切に管理し、食産業振興課事業の企画・運営のみで活用します。